



議会だより

2015

よしか

第37号



今年も
頑張つとるぞ!



かかし
案山子で人口増?
(抜月 澄川敏夫氏 作成)

撮影場所 吉賀町抜月地内

平成27年 第2回定例会

平成27年第2回定例会が6月12日から6月19日までの8日間開催され、議案16件、発委2件、発議2件を審議しました。

9名が一般質問に立ち、町政の課題について熱い議論をたたかわしました。

主な議案

- ◆広域市町村圏事務組合規約の変更について 1 議案
- ◆条例の制定について 2 議案
- ◆条例の一部改正について 5 議案
- ◆平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ◆平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ◆平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ◆平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- ◆平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ◆平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ◆平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- ◆平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

補 正 額	3 4 4, 6 1 6 千円
補正後の平成27年度の予算総額	7, 3 1 6, 6 3 9 千円

主な補正予算の要因は、平成26年度からの繰越金を財源の有効活用事業、町債の繰上償還、減債基金への積立にそれぞれ約1/3を充当するものです。

このうち、財源の有効活用事業として今回の補正予算で14事業（93,318千円）が予算化されました。

【主な歳入】 (千円)

国庫補助金	1 4, 1 6 2
平成26年度繰越金	2 9 8, 2 2 5
町債	2 6, 3 0 0

【主な歳出】 (千円)

町債繰上償還元金	1 3 7, 2 8 0
減債基金積立金	9 1, 0 7 0
「彫刻の道」整備事業	2 8, 0 9 0
観光施設管理費	2 6, 9 1 6
庁舎維持管理費	1 5, 8 4 6

平成27年度 財源の有効活用事業

●全体事業費 99,408千円

財源の有効活用事業とは、前年度繰越金のうち、約1/3を補助金・交付金の対象とならない維持補修や単独の建設事業に充当するものです、平成26年度から実施しているものです。

(単位：千円)

事業名	事業内容	6月補正分
庁舎電話機更新工事	庁舎電話機更新	15,846
六日市バス更新	六日市バスの更新	9,000
旧家畜保健衛生所屋根塗装工事	旧家畜保健衛生所(七日市)の屋根の塗り替え	518
旧高尻へき地保育所改修工事	旧高尻へき地保育所(上高尻)の改修工事	5,616
老人福祉センター屋根修繕	雨漏り対策による修繕工事	727
水源会館浄化槽取り替え	既存浄化槽破損による浄化槽新設	17,579
正国公園遊具設置	既存遊具の老朽化による遊具の取り替え	9,337
特別養護老人ホームとびのこ苑修繕工事	トイレ及び屋根の修繕	313
朝倉放課後児童クラブエアコン設置	朝倉放課後児童クラブ施設(朝倉)のエアコン設置	591
地域食材供給施設修繕工事	壁及びガラスの修繕工事	200
林道滑峠線崩土撤去工事	崩土の撤去工事	2,000
橋梁点検詳細調査業務	六日市橋等9カ所の橋梁点検詳細調査業務	24,485
初見河津線路肩修繕工事	路肩の補修工事	5,438
下水道事業特別会計繰出金	九郎原汚水中継ポンプ更新	1,668
	計	93,318



澄川喜一記念公園
「彫刻の道」整備事業予定地

主な質疑

27年度吉賀町一般会計補正予算（1号）

桜下議員

- ◆ 町バスの更新で、現在は補助席無しの中型バスです。何故、マイクロバスに更新されるのか経緯を聞きます。

【総務課長】 中型バスでは購入価格が、マイクロバスの1.5倍かかり、高速料金も高くなります。使用回数も減っています。近隣の市町村を見ても、中型バスを所有しているのは当町だけです。

中型バスが必要であれば、民間のバスを借り上げるなどの対応をします。

三浦議員

- ◆ 七日市の、正国公園の遊具整備事業に予算が計上されていますが、高津川の中にあるので県の管理ではありませんか。

【企画課長】 条例にありますので町の管理です。トイレは、ポケットパークということで県が整備した事業です。

藤升議員

- ◆ 昨年は、米価が大きく下落し、不作付け面積も増えました。財源の有効活用事業で米価の下支えの検討はできませんでしたか。

【産業課長】 財源の有効活用事業は、維持補修とか単独の建設事業に充てます。米価の下落対策は、検討会を設け、ヒヤリング、影響額の情報収集など実施しています。27年度対策として、経営所得安定対策の中に飼料米の早期出荷助成として「きぬむすめ」を作付けした場合、10アール当たり4,000円以内で助成する制度があります。

中田議員

- ◆ 来年の1月から運用される、マイナンバー制度ですが、町民にはまだ理解できてい

ないのが現状です。2020年からは、貯金通帳まで管理されようとしています。マイナンバー制度について町民に対し説明会を開くなどの検討をしていますか。マイナンバー制度は強制加入ですか。

【総務課長】 町民に対し制度の周知が遅れています。町職員に対しての説明会も、今月から実施するような現状です。遅ればせながら町民への広報も早急にやります。使う、使わないは別として全国民に交付され12桁の番号が付番されます。利用は個人の自由です。

桑原議員

- ◆ 今年度、9カ所の橋梁点検が予定されています。まだ町内には未点検の橋梁が多くあります。今後の予定は、また、林道の橋梁も対象になりますか。

【建設水道長】 26年度は37橋点検しました。町道の橋梁が273橋あり、37橋が終わりました。今年度は80橋余りの点検予定です。5年間で全ての橋梁を点検します。農道、林道については現在、実施しておりませんが、町道と同じ流れになろうかと思えます。



水源会館

庭田議員

- ◆ 高尻にある「へき地保育所」の改修工事が予定されています。誘致企業対策とのことですが、どういう職種か、どういう企業を想定していますか。

水源会館の浄化槽の取り換え工事費が計上されています。一度取り換えています。地盤沈下ですか。精査の必要があると思えます。

【企画課長】 職種にはこだわっていません。事務所として使えるよう改修します。例えばIT企業等の事務所として想定しています。水源会館は26年度予算で計画をしていましたが、地盤に杭が必要という調査結果がでましたので、今回、地盤強化を含めた工事をします。

吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定

大多和議員

◆ 「道の駅」に設置された急速充電器の使用料が30分で500円と設定されていますが、日産のリーフは300円ぐらいと聞いています。少し設定が高すぎませんか。家庭で充電すれば稼働率が低くなり利用者が少なくなりますか。

【企画課長】 今回、設置の急速充電器は、定格出力20kwで月々の基本料金とこの機械に伴う保守料が必要です。1回充電するのに287円かかります。津和野町も500円です。急速充電器利用者は、「道の駅」の利用と町外から来られた人を想定しています。



急速充電器

27年度吉賀町一般会計補正予算（1号）

反対討論

藤升議員

町バスの購入には、マイクロバスが予定されていますが、従来の中型バスに比べ、

乗車口が後ろにあり、安全確認の部分においてバスよりおろそかになります。安定した走行においても、マイクロバスより、従来の中型バスが妥当と思いますので、補正予算に反対します。

地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例

吉賀町が発足した際に、合併特例法に基づき旧柿木村の区域に、地域自治区を設置したものが、10年の設置期間が終了する為、5年間延長するもの。

反対討論

桜下議員

合併して10年になりますが、地域自治区の存在がいろんなことに利用され、影響を与えています。まるで合併前の、六日市か柿木か、どちらかが主導権をとるか、中心となるかのごとくの議論が交わされています。柿木では、自治区について意見が言われないような空気と聞いてます。

安心、安全な町を作る為に、全町で堂々と議論し活動できる吉賀町でなければなりません。その為には、柿木地域自治区の延長に反対です。

賛成討論

庭田議員

自治区設置は、町政のいろんなことに利用され、障害になっているとか、旧町村間の主導権うんぬんの問題ではありません。

多様な、地域住民の意見を聞き、行政に生かすことが、民主主義の本来の姿であり、行政の前進です。

5年の区切りはつけましたが維持すべきです。延長に賛成です。

議案の議決結果

『議決結果確認表』

○：賛成 ×：反対

	件名	桑原	大多和	三浦	桜下	中田	河村隆	藤升	河村由	庭田	潮	安永
平成二十七年第二回定例会	益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例について	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	
	吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉賀町一般会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
	町長の専決処分事項の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
平和安全法整備法案・国際平和支援法案の撤回を求める意見書（案）	×	棄権	×	×	○	×	○	×	×	×		
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求める意見書（案）	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		
第三回臨時会	専決処分について（吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	専決処分について（吉賀町税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

【お詫びと訂正】

「議会だより よしか 第36号」議決結果確認表の中で一部誤りがありました。
お詫びいたしますとともに、訂正させていただきます。

①

○：賛成 ×：反対

	件名	桑原	大多和	三浦	桜下	中田	河村隆	藤升	河村由	庭田	潮	安永
	27年度介護保険事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	27年度介護保険事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	

②

平成27年 第3回臨時議会

平成 27 年 5 月 18 日

◆承認案件

【議案】 専決処分の承認について
吉賀町国民健康保険税条例の一部改正
上級法の改正に伴い条例を改正

【議案】 専決処分の承認について
吉賀町税条例の一部改正
上級法の改正に伴い条例を改正

◆報告案件

【議案】 繰越明許費繰越計算書
平成 26 年度の一般会計・簡易水道特別会計及び下水道事業特別会計の一部を平成 27 年度に繰り越したもの

繰越額	
一般会計	644,174,358円
簡易水道	7,553,000円
下水道	86,429,000円
合計	738,156,358円

【議案】 請負契約の締結について

契約の目的	真田グラウンド人工芝化 新設工事
契約の方法	一般競争入札による文書 契約
契約金額	155,304,000円
うち消費税	11,504,000円



工事が進む真田グラウンド

全員協議会

平成 27 年 5 月 18 日

【議題】
地域自治区の方向性について

【議題】
行財政改革について
平成 26 年度までの「吉賀町第 2 次行財政改革プラン」の総括と、27 年度から始まる「第 3 次行財政改革プラン」の説明と第 3 次行政改革プランに基づく「財政健全化指針」の説明

平成27年 6 月 5 日

【議題】
地方総合戦略(骨子)について
吉賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案)の説明と「吉賀町総合戦略推進委員会条例」の説明

【議題】
地域力創造アドバイザーについて
「吉賀町地域力創造アドバイザー設置要綱」の説明と外部専門家(アドバイザー)の招へいについて



増床を終えた養護老人ホーム

【議題】
鹿足郡養護老人ホーム増床工事に係る損害賠償請求の訴えの提起について
鹿足郡養護老人ホーム組合議会が、银杏寮の増床工事に伴い、設計業務を請け負った業者が、建築確認申請を怠ったため、工事が大幅に遅れ、資材費高騰により、組合が損失を被ったので、訴訟する経緯の説明

一般質問

※一般質問の内容は、本人の原稿をもとにしています。



河村 隆行

獣害対策について

【問】 イノシシ、サルについて、お伺いします。皆さん出来る限りの対策をされていますが、被害を受けます。そこで今出来ることは、追い払うことしかないのではと思います。日本煙火協会で行っている講習を受けると、動物駆逐用花火を、1年間使用することができます。これについての受講や、花火の補助を考えてほしいのですが。水稻には共済がありますが、野菜にはありません。野菜の共済も考えてほしいのです。

次に野生獣の増大についてです。最大の原因は、山の荒廃、里山がない、山に人が行かないことが原因と思われる。とにかく林業の復活が獣害対策の大きな決め手になるのではと思います。

総合対策室、獣害対策室を設置して職員も増やし、対応していくことが町民の安全、安心につながっていくのではないのでしょうか。

〈町長〉講習についての、助成や駆逐用花火について今後そういった制度も検討していく必要があらうかと思えます。また、補償制度

についていろいろと難しい問題が多くあり厳しいと思います。

次に専門部署の設置についてですが、鳥獣害だけでなく山の活用なども含め組織化をしながら、担当課を通じて、そういう組織のなかに鳥獣害対策部門の設置や、専門的な知識の勉強も行っていく必要があると思えます。これからどのようにするか検討します。



大多和安一

ゴミステーションの設置場所とAEDの設置

【問】 ゴミステーションの設置場所について、見直しにあたり、「既設の設置位置から概ね500m離れば、増設する。」とのことですが、障がい者や高齢者の方々から、500mといわず、100m～300mに緩和する方策は、とれませんか。

〈町長〉ゴミ問題は、日常生活に直結しており、大変切実な問題だと理解しています。

本町の全域で高齢化が進んでおり、究極的には各戸の個別の収集が望ましいが、限られた予算の中では、難しい。

公道に接した場所で、自治会が責任をもって選定した場所だったら、距離にはかかわらず、柔軟に対応します。

【問】 AED(自動体外式除細動器)の設置について、①町有施設でのAEDの設置状況、②AEDを町有施設に100%設置した場合の費用は

〈町長〉①人が多数集まるような場所には、AEDの設置を心がけています。

町内では、役場庁舎(六日市・柿木)をはじめとして、民間事業所5カ所を含み44カ所

に設置されています。

今年度は、基幹集落センターを含む4公民館と蔵木のグラウンドゴルフ場です。②費用的には、購入すれば約20万円、5年ごとに交換する部品(消耗品)が7万5千円、です。これを、リースで対応すると、消耗品込みで、月が、4千円で年間4万8千円です。

町内の地区集会所等の全施設65カ所に設置すれば、購入の場合は、1,300万円と5カ年の消耗品が487万5千円必要なため、約1,700万円となります。

リースの場合は、年間318万5千円となり5カ年では、約1,560万円必要となります。

AEDを設置すると、これを使えるように、講習を受ける必要があります。

各地区の集会所に設置する場合は、自主防災組織を起ち上げる等の運動の中で、「AEDが必要なんだ。」という意識が醸成されれば、自治振興交付金も予算化しており、その中の整備も可能です。町としても協力します。



三浦 浩明

吉賀町の将来の展望

【問】 本町にインターチェンジが建設され、あらゆる分野で多くの経済効果が生まれたが、その後32年経った現在、これという発展のない現況の中、人口減少と少子高齢化問題が長年語られています。

地方創生により、今後の吉賀町独自のスタイルが表面化され将来に向け町の発展、存続の舵取りを担うこととなります。

まず地方政治の実践力が重要となり人口減少・農業対策・観光対策・公共事業対策ほか様々の課題、問題山積の現状を踏まえ、今後に向けての解決策と取組みによる将来の展望はどのように考えてますか。

〈町長〉日本創成会議の、人口減少問題検討分科会での提言により、大きな衝撃を全国に与えたところですが、日本の人口減少においては、20年も前より分かっていたことでもあり、国も本腰を入れて対処するという事ですから、歓迎していかなければならないと思っています。

本年秋までに、地方版の総合戦略を作成す

るにあたり、市町村が消滅するというデータに、危機感を持つ必要はありますが、冷静な対応が必要です。

人口対策においては、定住条件を整備することが最重要課題であり、これから少子高齢化問題に生き残りをかけて、地域間競争を勝ち取っていかねばなりません。

この町で安心、安全に暮らせるには、高齢者や障がい者等に優しく、若者には、自分の将来に、希望の持てるまちづくりをしていくことが、必要であると思います。

農業・観光対策においては、この町で展開する地域密着型の産業基盤を拡充し、公共事業においても、大きな事業はないが、持続可能な財政運営をしながら、官民協働で事業を進めていく必要があります。



河村由美子

ふるさと納税の拡充を

【問】 ふるさと納税の概念は、見返りを望まない善意の寄附行為で、寄附額から2,000円を超える部分については、所得税・住民税の特別控除額の上限が、税制改正により2倍に拡大されました。自主財源の乏しい自治体は特産品を返礼し、獲得合戦と言った状況下ですが、去年までの当町の寄附額の総額を示して下さい。

〈町長〉制度が開始された平成20年～26年までの7年間で、年平均203万円となっています。

【問】 県下の浜田市では、去年の納税額が7億6千万円と年々上昇しているようです。当町の財政健全化指数の、向こう5年間の目指すべき姿のトップ項目に、自立と明記し、自主財源の確保による、歳入構造の転換とする計画書が作成されている訳ですから、歳入増に創意工夫をこらして、魅力ある吉賀町を全国に発信し、納税者には、地元生産の米や加工品を返礼する仕組みにより、物流や生産所得が上がり、一石二鳥ではありませんか。

〈町長〉当町を売り出すためには、宣伝をな

りふり構わずやる必要があると考えます。

ふるさと納税については、今年度より寄附額に応じて米や加工品を贈呈する方向で規定の整備を進めており、ふるさと納税の拡大を図ります。

【問】 経済産業省が、全国1,741市区町村の暮らしやすさについて、調査の結果、松江市をトップとして山陰7市がランキングされました。中でも当町の子育て支援に特化すれば、他に類の無いくらい手厚い制度でも現役世代のUターンへの拡大や人口増加には繋がらない、親の収入源になる雇用の場が担保されていないと暮らしやすい町とは云えないのではないのでしょうか。

〈町長〉ご指摘のように、暮らしやすさの中には働く場が必要だと承知しています。当町に置かれた環境は、やはり農業・林業と云ったものを活用し、国県の制度を導入しながら、地域商業支援事業等を展開する事で、新たな雇用の創出を図り、経済と共に安心して暮らせる町づくりに努め、将来を保証できる方向に責務を果たします。



桜下 善博

ふれあいサロンに補助の拡充と吉賀高校に寮を！

【問】 ふれあいサロンは、地域住民支援事業として、社協が236万円で町より委託されています。その内の137万円はコーディネーターの人件費、残りは研修会・勉強会・保険代などの活動費に使われます。町内34地区にあるふれあいサロンには、年間1万5千円しか補助がありません。月々わずか1,250円です。食材は持ち寄り、送迎代は一台につき100円です。介護予防の核として機能、位置づけているにしては補助が少なすぎます。ふれあいサロンは、高齢者の楽しみであり地域の活性化にもなっています。介護予防、認知予防、医療費の削減にもつながっています。社協では香典、見舞い返し等住民の厚志をふれあいサロンの補助にしています。補助の拡大をお願いします。

〈町長〉 地域によって活動の形態が違うので、一律の補助はできないが、今年度中に社協と34地区にあるサロンの実態を把握し、協議検討をします。

【問】 今年度、吉賀高校に33名の入学者が

あり昨年より6名増えましたが、定員の40名には達していません。町外募集の結果、大阪、広島より各1名の入学者がありました。昨年のオープンキャンパスに益田、日原から4名の吉賀高校希望者がありましたが、両親の強い思いがあり断念しました。理由は寮が無いということでした。10月には人工芝のサッカー場が完成します。吉賀高校に進学者が増えることが期待されますが、町外者には寮が必ず必要です。川本町では、廃校の小学校を改修して寮にしています。町外からの募集を続けるには寮は、絶対必要です。

〈町長〉 これまでも、県教育委員会に寮の建設要望はしてきましたが、「まず実績を」と言われていました。今年度2名の実績ができたので、8月に教育長と県教育委員会へ要望に行きます。町内の中学生が多く吉賀高校へ進学出来るよう通学費の補助・部活動支援・修学旅行の助成等今後も続けます。寮については、各団体や県とも協議し前向きに検討します。



桑原 三平

総合特区事業で高津川の環境改善を

【問】 「森・里・海連環高津川流域ふるさと構想」特区は、流域を保全し日本の原風景を取り戻し、これからの地方再生の構築及び経済の活性化を目指すという目標で創設されたもので、3市町連携による総合特区です。

この高津川流域に、今、異変が生じています。漁業資源の減少、河床の堆積物の増加により立木が生長し、増水時の影響は、はかりしれません。高津川流域に関する環境改善のために、3市町連携による大胆な施策と、支援が必要だと思えます。

〈町長〉 3市町で高津川流域活性化推進協議会を立ち上げているので、そこでしっかり議論を重ねる必要があると思えます。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に組み入れれば、広域での対応は可能だと思いますが、足並みがそろわないと難しいです。

【問】 自主防災組織の立ち上げ支援と状況について聞きます。

〈町長〉 自主防災組織は、災害時、近隣の人達が被害に遭った人の救出・救助や住民の避難誘導、避難場所の運営を住民の方にしてい

ただく重要な組織です。

状況は、現在3地区で結成し、組織率は5.9%で、県内では最下位です。支援については、防災訓練や研修会の経費、防災資機材の整備などに、自主防災組織支援事業補助金を交付しています。

【問】 町内の児童生徒に対する情操教育の現況について教育長の考えを聞きます。

〈教育長〉 情操教育は、自然に触れること、生き物を飼うこと、絵を描くこと等たくさんものに触れることが大切です。「彫刻の道」は新たな吉賀町の魅力発信できる施設であると同時に、情操教育をすすめる上で身近な教材となります。



活性化のために、積極的に定住対策を



庭田 英明

【問】 地方の創生は国や県の支援に頼るのではなく、定住人口、受け入れのための住宅、雇用など数値目標や実施計画を設定する必要がありますが、

〈町長〉地方創生対策では、目標設定や達成率などを求められているので、数値目標は当然必要となります。

【問】 空き家の活用や公営住宅などの施策がすすめられているが、定住人口を増やすにはクラウドファンディング、ふるさと納税・建築業者との連携など町単位での住宅建設が必要と思いますが、

〈町長〉現在行っている住宅政策に加え、良い制度があれば取り入れていくことは必要だと思います。

【問】 移住者の方の多くが、有機農業・食の安全を定住の条件にしています。新しい「有機農業推進計画」が作られましたが、実施計画を作成し、数値目標を掲げて推進していくべきと思いますが、

〈町長〉合併前の町の成り立ちが違うので、

有機農業だけを、町の農業として推進する状況にはまだなっていないと思います。

【問】 吉賀高校の存続には、中高一貫教育だけに頼るのではなく、幼保・小・中・高で郷土愛と学力の向上をめざした一貫性を持った教育体制の構築が必要と思いますが、

〈教育長〉ふるさと教育は、中高一貫教育の基本構想や吉賀高校の経営方針の中でも掲げているが、幼・小・中・高での一貫性は出来ていなかったのが、サクラマスプロジェクトの中で取り組んでいきます。

【問】 高等学校は町づくりを担う町長部局が所管すべきではないですか。また魅力化のためのコーディネーターの増員が必要と思いますが、

〈教育長〉委員会は高校の魅力化、活性化プロジェクトを担当しているが、これはあくまでも支援をする立場ということです。

コーディネーターの必要性は認識しているので、県・高校と協議していきたいと考えています。

介護保険改正と町道の維持管理について



中田 元

【問】 4月の介護保険法の改正で、特別養護老人ホームへの新規入所者は、要介護1から、原則要介護3以上となりました。

さらに、日常生活支援総合事業として、要支援1、2の方を全国一律の介護保険給付から引き離し、自治体ごとに基準や利用料を作り、平成29年4月には町村事業に移行するという方針ですが、介護の方法、例えば宅配サービス・ゴミ出し・見守り等地域の指導者やボランティアの育成方針はどのように考えていますか。また、何年度から導入する計画ですか。年間所得が160万円以上の方や預貯金等が1千万円以上あれば2割負担になるとかわれていますが、町民には、いつ、どのように周知されるのですか。

〈町長〉町民への周知は、7月中旬にチラシを全戸配布します。日常生活支援総合事業は、平成29年度から導入し、人材育成は、社会福祉協議会と連携しながら行い、サービスの単価も現行と同等で考えています。

【問】 町道は何路線、総延長、基準はどの

ようなものですか。

町道の凸凹があちこちにみられます。特に下水道工事の復旧が悪い。補修計画は、また、狭い道路の待避所計画は。補修計画などの順番はどのような基準で行っているのですか。陳情や要望を議会で採択されたら地元の方は期待をして待っておられると思います。

〈町長〉町道の基準は議会の議決を得て認定したもので、1級・2級・その他道路となっています。314路線、総延長222,963m、旧柿木村が74路線・59,799m、旧六日市町が240路線で163,168mです。町道の補修は、緊急性のあるものから応えていきます。

【問】 町道の改良、補修は、要望・陳情等があっても、緊急性のみで決めるのですか。

〈町長〉過疎の計画、市町村計画や緊急性、補助事業の対象となるものが優先されます。〈建設水道課長〉財源の問題もありますし、災害に近い状況で通行不可能など一概に順番というわけにもいかないのが、通行に支障のないように努めます。



藤升 正夫

戦争法案（安全保障関連法案）に対する見解を問う

【問】 国会で審議中の安全保障関連法案（平和安全法制整備法案、国際平和支援法案）は、「平和」「安全」にほど遠く、憲法9条破壊の「戦争立法」そのものであるため、戦争法案として質問します。

この戦争法案について、地方新聞は、『仮に成立した場合、自国が直接攻撃をうけていなくても、密接な関係にある他国への攻撃に反撃する集団的自衛権の行使や、他国軍の後方支援での弾薬提供、国連平和維持活動（PKO）での駆け付け警護など自衛隊の海外活動は一気に拡大し、「非戦闘地域」といった活動地域の縛りが解かれ、より前線に近い危険が増す現場に立つことになる。』と報道しています。この法案に対する町長の見解を聞きます。

〈町長〉私は、地方議会でこういった意見を交わすことは、そぐわない、ナンセンスなことと考えています。安全保障関連法案という小手先のことをするよりは、憲法を改正してからやるほうが正しいのではないかと思っています。

ます。

【問】 町広報と同時に配布された「第27回島根県道徳教育研究大会柿木大会」記念講演のチラシには、講師の著書「強育論」からの抜粋で、いじめに関して「加害者を殴り倒し」とありましたが学校教育の現場では体罰は許されますか。

〈教育長〉学校教育法では、「体罰を加えることはできない」と定められているので、体罰を認めることはありません。

【問】 町内の中学校の歴史は、育鵬社版の「新しい日本の歴史」という教科書が使われています。この教科書は多くの点で歴史を正しく見ていないことと、日本国憲法を否定する内容になっていると読めます。

そこで、神武天皇は実在の人物であったか聞きます。

〈教育委員長〉歴史認識について、個々の質問ですが、教育委員会として中立的な立場をもって審議するためにも、この場ではお答えできません。

発議

◆【発委第1号】

《町長の専決処分事項の指定について》

議会の議決に代わって町長が専決処分をすることができる軽易な事項として、町執行部より議会に要望のあった事項に関し、議会運営委員会で協議が重ねられ、

- ①専決処分は認められない事項
- ②金額を減じて専決処分出来る事項

が決定されました。

①専決処分は認められない事項

〔要望事項〕

* 議会の議決を経て締結した契約（工事契約では予定価格が5,000万円以上、物品購入では、予定価格が700万円以上の契約）について、設計変更等により、契約金額の増額又は減額が、当該請負金額の1/10を超えずかつ1,000万円以内の変更及び工期（完成期日・

履行期限・納期等）の変更に関する契約の締結すること。

* 町営住宅の家賃その他町営住宅賃貸借契約から生ずる入居者の債務の履行の請求又は町営住宅の明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

②金額を減じて専決処分出来る事項

* 地方自治法第96条第1項第12号（町が原告となる訴訟等）の規定のうち、1件100万円以下（以下略）→50万円に減額

* 地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づく（中略）1件100万円（以下略）→50万円に減額

【 専決処分とは、議会の権限に属する事項について、町長が議会に代わって意思決定を行うこと。】

◆【発委第2号】

吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について

第2条に次の1項を加える

議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

〔採決の結果〕 賛成多数 可決

◆【発議第5号】

平和安全法整備法案。国際平和支援法案の撤回を求める意見書（案）

○提出者 藤升 正夫

《意見書の内容》

自衛隊員をアメリカの行う無法な戦争に参加させないため

〔採決の結果〕 賛成少数 否決

◆【発議第6号】

震災復興、国民の安全、安心の実現へ建設産業の再生を求める意見書（案）

○提出者 大多和安一

《意見書の内容》

地域の建設業を守り近年頻発する自然災害から住民の安全、安心を守り河川、道路などの社会資本を維持、保全し防災インフラ整備を促進するため

〔採決の結果〕 賛成多数 可決



増設検討中のゴミステーション

経済常任委員会報告

産業振興についての意見交換会を開催

日時 平成27年5月22日

場所 吉賀町商工会本所

出席者 町内の建設業、建築業、商工業、金融機関より17名、議長、委員長、委員3名、事務局長

- 1、大規模工事への町内業者の参加について
 - ・共同企業体など、町独自の入札参加資格の設定
- 2、町内経済の活性化
 - ・町内工事を町内業者が施工し資材も町内で行う事により、町の税収の増加につながる
- 3、地元企業を応援
 - ・町独自の施策や、地元で働こうとする人への応援
- 4、町は将来の展望を具現化してほしい
 - ・人の自然減、社会減の中、町の方向性
- 5、町に観光課を
 - ・専属的、継続的にすすめ、仕事の創出にもつなげてほしい

人事案件

吉賀町農業委員会委員の任期満了に伴い、委員を推薦しました。

平成27年5月18日

- 1、氏名 坂下 憲一氏
住所 吉賀町柿木村柿木
- 2、氏名 中田 元氏
住所 吉賀町幸地

「安永議長、島根県町村議会議長会会長に就任」

5月26日に、島根県町村議会議長会の臨時総会が開催され、次期会長に当町議会の安永友行議長が満場一致で承認され、就任することになりました。

会長任期は平成27年6月21日から平成29年6月20日までの2年間です。



第40回 町村議会議長・副議長研修会の報告

日時：平成27年5月26日・27日 東京中野サンプラザホール

主催：全国町村議会議長会

基調講演「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会」
—ふるさと創生から地方創生へ—

講師：内貴 滋氏（帝京大学経済学部地域経済学科教授）

平成27年5月26日（火）・27日（水）に東京・中野サンプラザホールにおいて、平成27年度全国町村議長・副議長研修会が開催され、安永・桑原・水落（議会事務局長）の3名が参加しました。

1日目は全国町村議会議長会会長の挨拶に始まり、内貴 滋（帝京大学経済学部地域経済学科教授）の基調講演に続きシンポジウム「これからの町村議会を考える」と題して講師と5人の町村議長の意見交換が行われました。

2日目は「日本の健康の鍵は農山・漁村が握る」白石真澄氏（関西大学政策創造学部教授）
「地方創生と政治・経済の展望」 青山彰久氏（読売新聞東京本社編集委員）
2氏の講演後、研修会は終了しました。

研修を終えて感じた事は3氏共、視点はそれぞれ別の方向から論じていますが、共通したことは「地方自治体消滅論」に惑わされず、「自治体は消滅しない」という自信を持って行動することだということです。人口減少対策にしても中長期的な視野を持って子供を生みやすく育てやすい町にする。そのためには、行政、議会、住民が一体となって自ら調べ、自ら考え、自ら行動するという事が一番大事であると感じました。



編集後記

台風シーズン到来です。おし暑い日が続きますが、編集会議においても、熱くなる場面があります。今号より文体は「です・ます調」にしました。

議会だよりの記事の内容について、編集時、記載する内容、文章の表現について議事録を参考にしながら、出来る限り忠実に文字にしていますが、会議の流れや質疑の内容について全文を記述する訳にもいかず簡潔な文章にするため、発言した言葉をそのまま使用することがありますので、ご理解していただきますようお願いいたします。また、この議会だよりはもとより、議会、行政に対しご意見を寄せていただきます様重ねてお願いいたします。

（桑原 三平）